

京都大学化学物質管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学における化学物質の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物（それぞれ放射性物質及び安全管理担当の理事（以下「担当理事」という。）が定めるものを除く。）をいう。
- (2) 「毒物」とは、化学物質のうち、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 「劇物」とは、化学物質のうち、法第2条第2項に定めるものをいう。
- (4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）、本部の事務組織（組織規程第5条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。

(部局の長の責務)

第3条 部局の長（本部の事務組織にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。）は、当該部局における化学物質の管理を総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。

(化学物質管理責任者)

第4条 化学物質を取り扱う部局に、化学物質管理責任者を必要数置く。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う者のうちから当該部局の長が指名する。ただし、当該化学物質管理責任者に毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理を行わせるときは、毒劇物を取り扱う者のうちから指名しなければならない。
- 3 化学物質管理責任者は、化学物質による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

(毒劇物取扱者)

第5条 毒劇物を取り扱う者（以下「毒劇物取扱者」という。）とは、次に掲げる者であつて、当該部局の化学物質管理責任者から取扱いの許可を得た者をいう。

- (1) 毒劇物を職務上又は教育研究上取り扱う者
 - (2) 法第3条の2第1項の規定により許可を受けた特定毒物研究者
- 2 毒劇物取扱者でなければ、毒劇物を取り扱ってはならない。
 - 3 毒劇物取扱者は、その取扱いに係る毒劇物を、その職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。
 - 4 前2項に違背すると認められた場合は、化学物質管理責任者は部局の長に報告しなければならない。
 - 5 毒劇物取扱者は、化学物質管理責任者及び次条の化学物質取扱・保管責任者の指示に従わなければならない。

(化学物質取扱・保管責任者)

第6条 化学物質管理責任者は、化学物質の登録・管理システムを用いて、化学物質を適切に管理し、保管しなければならない。この場合において、毒劇物を保管するときは、毒劇物を堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に、一般の薬品と区別し、保管しなければならない。

- 2 化学物質管理責任者は、前項の職務を分担させるため、保管庫ごとに化学物質を取り扱う者（当該保管庫に毒劇物が含まれる場合は、毒劇物取扱者）のうちから化学物質取扱・保管責任者を指名するものとする。
- 3 化学物質取扱・保管責任者は、当該管理に係る保管庫の鍵を管理するとともに、常に使用状況及び保管状況を把握し、使用見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。

4 化学物質取扱・保管責任者は、毒劇物に関し次表の表示をしなければならない。

区 分	容器及び被包	貯蔵又は陳列する場所
毒 物	「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」	同 左
劇 物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」	同 左

(部局委員会の設置)

第7条 化学物質を取り扱う部局に、化学物質の管理に関し必要な事項を審議する委員会（以下この条において「部局委員会」という。）を置く。

2 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局の長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局委員会を設置することができる。この場合において、前項中「当該部局の長が」とあるのは、「関係部局の協議に基づき」と読み替えるものとする。

(事故の際の措置)

第8条 化学物質取扱・保管責任者及び化学物質を取り扱う者は、その保管若しくは取扱いに係る化学物質の飛散若しくは漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに化学物質管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者及び化学物質を取り扱う者は、その保管若しくは取扱いに係る化学物質が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに化学物質管理責任者に届け出なければならない。

3 前2項の場合において、化学物質管理責任者は、当該部局の長に直ちに報告するものとする。

4 前項の報告を受けた部局の長は、保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年2月5日から施行する。

2 京都大学毒物及び劇物管理規程（平成11年達示第1号）は、廃止する。